

第4 法人の状況

1 資本金の状況

本機構の資本金は、平成23年8月29日現在、1億円です。

2 役員状況

役員の数等は機構法第7条の規定により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くとしており、機構法第9条の規定により理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年となっております。

平成23年7月1日現在の役員は、次のとおりです。

| 役職 | 氏名 | 任期 | 経歴 |
|-------------|-------|--------------------------|--|
| 理事長 | 遠藤 勝裕 | 平成23年7月1日～ 平成24年3月31日 | 昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年11月 青森支店長 平成4年11月 審査役 平成6年5月 神戸支店長 平成8年3月 電算情報局長 平成10年2月 日本証券代行株式会社取締役副社長 平成12年2月 取締役社長 平成18年6月 取締役相談役 平成22年6月 ときわ総合サービス株式会社取締役社長 平成23年7月 本機構理事長 |
| 理事長代理 理事 | 高塩 至 | 平成22年4月1日～ 平成24年3月31日 | 昭和52年4月 文部省採用 平成15年7月 大臣官房審議官 平成16年4月 (独) 国立高専機構理事 平成18年4月 文化庁文化部長 平成19年1月 文化庁次長 平成21年7月 文部科学省大臣官房付 平成21年8月 本機構理事長代理・理事 (役員出向) 平成22年4月 再任 |
| 理事 | 櫻尾 孝 | 平成22年4月1日～ 平成24年3月31日 | 昭和47年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成8年4月 和歌山支店長 平成11年4月 公務部長 平成13年4月 日本興亜損害保険株式会社公務部長 平成15年4月 理事公務部長 平成19年4月 常務執行役員 平成21年7月 本機構理事 平成22年4月 再任 |
| 理事 | 月岡 英人 | 平成22年4月1日～ 平成24年3月31日 | 昭和53年4月 文部省採用 平成16年7月 生涯学習政策局主任社会教育官 平成17年4月 (独) 大学入試センター理事 平成20年4月 国立大学法人大阪大学理事・事務局長 平成21年4月 国立大学法人大阪大学理事・副学長 平成22年4月 本機構理事 (役員出向) |
| 理事 | 山内 兼六 | 平成22年4月1日～ 平成24年3月31日 | 昭和50年4月 日本育英会採用 平成18年4月 日本学生支援機構情報部長 平成19年4月 日本学生支援機構総務部長 平成22年4月 本機構理事 |
| 監事 | 佐藤 正行 | 平成22年4月1日～ 平成24年3月31日 | 昭和52年4月 学校法人慶応義塾採用 平成17年11月 慶応義塾大学学生総合センター事務次長 平成19年3月 慶応義塾塾監局参事 平成19年4月 本機構監事 平成20年4月 再任 平成22年4月 再任 |
| 監事 (非常勤) | 清永 秀一 | 平成22年4月1日～ 平成24年3月31日 | 昭和56年9月 監査法人朝日会計社 (現あずさ監査法人) 採用 昭和63年2月 清永公認会計士事務所開業 平成22年4月 本機構監事 |

3 コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法第 26 条により文部科学大臣とされており、通則法第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、通則法第 23 条により解任することができるかとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています（通則法第 28 条、機構法第 19 条）。

② 会計監査人の監査等

本機構は通則法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

③ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合規性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

(2) 外部評価体制

本機構の業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度ごとの評価と、中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間ごとの評価があります。これら業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省独立行政法人評価委員会と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される政策評価・独立行政法人評価委員会によってダブルチェックされることとなります。

各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績については、文部科学省独立行政法人評価委員会により、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上、評価を受けることとなります。文部科学省独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があると認める場合には、本機構に対して業務運営の改善などを求めることができます。

一方、政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べるかとされています。

| 文部科学省独立行政法人評価委員会 | 政策評価・独立行政法人評価委員会 |
|---|--|
| 委員：外部有識者の内から文部科学大臣が任命 | 委員：外部有識者の内から総務大臣が任命 |
| <p>【主務大臣への意見事項】 中期目標の決定・変更、業務方法書・中期計画の認可時（通則法第 29 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 30 条第 3 項） 中期目標期間終了時の法人業務の継続必要性の検討（通則法第 35 条第 2 項） 財務諸表の承認時（通則法第 38 条第 3 項） 利益残余使途の承認時（通則法第 44 条第 4 項） 限度額を超えた短期借入金の認可時（通則法第 45 条第 4 項） 不要財産の国庫納付等（通則法第 46 条の 2 第 5 項） 不要財産の民間等出資の払戻し（通則法第 46 条の 3 第 6 項） 財産処分等の認可時（通則法第 48 条第 2 項） 役員報酬の支給基準決定時（通則法第 53 条第 2 項）</p> <p>【評価事項】 各事業年度における業務の実績（通則法第 32 条第 1 項） 中期目標期間における業務の実績（通則法第 34 条第 1 項）</p> | <p>主務大臣、独立行政法人の長に対し必要な資料提供、意見開陳、説明依頼などを行う権利を有している</p> <p>【評価事項】 主務省の独立行政法人評価委員会から通知された評価結果について意見を述べるができる 事務・事業の改廃に関して主務大臣に勧告を行うことができる</p> |

(3) 内部管理体制

(役員会の運営・業務執行体制)

理事長のリーダーシップの下、機動的な組織運営・事業実施ができるよう権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成され、理事長に助言を行う政策企画委員会、政策企画立案関係事務を分掌する政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事会とは別に、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する運営会議を定期的に開催して重要な方針及び施策に関する審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

(監事監査)

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事 2 人を置いています（機構法第 7 条）。監事は、「監事監査要綱」に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・内部監査等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

(内部評価制度)

本機構内に大学等の運営・評価、奨学金、学生支援及び留学生支援の各分野に関し、広くかつ高い見識を有する外部有識者で構成する独立行政法人日本学生支援機構評価委員会を設置し、本機構の管理運営及び業務の実績について必要な評価を行うなど、内部評価を客観的かつ効果的に行うための制度を設けています。

なお、中期計画では、評価の結果は、ホームページ等において公表することとされています。

(組織運営規程)

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでいます。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下の通りです。

① 組織編成及び運営の基本方針の明確化

ア. 組織編成及び運営の見直し（組織運営規程第2条第1項）

組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じて異なるとともに、各支援策を相互に連携・補完させ、本機構の支援策全体により修学環境を改善することが求められています。このような状況を踏まえ、本機構の組織編成及び運営は、内外の社会経済情勢等に対応して、組織が機構全体としてその目的を実現していくよう各組織相互の連携調整と全体の統括を確保しつつ、効率的、効果的なものになるよう、常に見直していくこととしています。

イ. 外部の知見等の活用（同第2条第2項）

本機構の組織編成及び運営の実施に当たっては、外部有識者等の知見を有効に活用することとしています。

② 政策企画委員会の設置（同第5条）

理事長が本機構の政策方針等の決定を行うためには高度な知識と洞察、経験が必要となります。そこで、関係分野の優れた知識・経験等を有する外部有識者で構成する政策企画委員会を設置し、理事長を補佐しています。

(コンプライアンス体制)

本機構では、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、平成18年10月に「コンプライアンスの推進に関する規程」を制定するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置して、年度ごとにコンプライアンス推進に関する具体的な取組の計画をまとめ、コンプライアンス・プログラムを策定するなど、コンプライアンスの推進を図っています。

(情報公開と個人情報保護)

本機構では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律

第 59 号) に基づき、「情報の公開に関する規程」及び「個人情報保護規程」を制定するとともに、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために「情報公開・個人情報保護委員会」を設置しています。

(リスク管理体制)

本機構の業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部統制及び危機管理のために行うものであり、「内部監査規程」に基づき、監査室に所属する職員が監査員となり、理事長が作成する監査計画により実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

(4) 評価

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の平成 22 年度に係る業務の実績に関する評価は以下ようになっております。

全体評価 <参考> 業務の質の向上：A 業務運営の効率化：A 財務内容の改善：A

①評価結果の総括

日本学生支援機構については、学生支援の中核機関として、下記のとおり、計画に沿って一層の改善・充実に努めており、「業務の質の向上」、「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」の観点から第2期中期計画の達成に向けて順調に進捗している。一方、「業務の質の向上」については、総体的には、順調に進捗しているものと認められたが、一部業務において改善措置を講じるべき課題もあり、今後取り組んでいく必要がある。具体的には、以下のとおりである。なお、東日本大震災で被災した学生・留学生等に対する適切な支援についても、引き続き対応頂きたい。

- 奨学金の回収の抜本的強化、留学生支援事業、学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。
- 具体的には、奨学金事業については、初期延滞債権の回収率の向上や法的措置の未実施件数の大幅減少、減額返還制度の導入など困窮者に対する新たな返還促進策等を積極的に実施しており、留学生事業については、学習奨励費について渡日前入学者予約制度における大学推薦枠の設置や学生生活支援事業については、研修内容の精選と参加者のニーズを踏まえた工夫改善を行っており、その結果参加者の高い満足度を得ているものと認められる。
- 一方、奨学金事業については、回収率の向上に向けた努力は見られるものの、引き続き回収率が目標値を達成しなかったことや、回収促進の課題として、延滞者の実態把握の方法改善や長期延滞債権の削減等の課題があることから必要な改善措置が講じられる必要がある。

②平成 22 年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策

(1) 事業計画に関する事項

- 返還金回収や延滞者の実態把握について、回収強化の方策を実施し、回収率向上に向けた取組の充実が図られており評価できるが、奨学事業の企画・調整部門として新設した「奨学事業戦略室」を活用し、個々の回収強化策の効果を検証しつつより効果の高いものに注力するなどして、更なる回収率向上に努める必要がある。

(2) 業務運営に関する事項

- 保有資産の見直しについては、国際交流会館の平成23年度末までの売却に向け効果的な売却方法等を検討するとともに、その他の資産についても引き続き、保有形態、譲渡可能性、売却方法等を分析しつつ検討を行い、結論を得たものから順次適切に対応していくべきである。

③特記事項

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）において平成22年度中に廃止を求められた留学情報センター、学生支援情報データベース及び冊子「大学と学生」については計画どおり廃止した。